

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

証 拠 説 明 書 (甲A号証)

2023(令和5)年9月28日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 A433	前川直哉『男の絆—— 明治の学生からボーイズ・ラブまで』(2011年、 筑摩書房)	原本 2011.5.25	前 川 直 哉	(1)江戸時代において、男性間の性行為が町人にふさわしい美德を失わせ、個人どうしの深いつながりが「家」への忠誠を誓わせる幕藩体制の秩序を脅かし、幕府の統治を妨げる、主君と家臣という上下関係に対する脅威になるとの考えから、しばしば規制の対象とされたこと

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

					<p>(2)江戸時代における男色には、年上が能動側、年下が受動側という年齢による明確な役割分担があり、男性間の性行為一般が社会において容認されていたわけでも、男性間の恋愛・性愛が自然な性のあり方として認識されていたわけでもないこと</p> <p>(3)1873年の鶏姦罪の制定に際し、二等書記生・高鋭一から、「文明進歩の今日、このような醜い行い(=鶏姦)によって世界の笑いものになることがないよう」願うとの意見書が提出されたこと</p>
--	--	--	--	--	--

以上